

掛川市条例第13号

掛川市保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市保健センター条例の一部を改正する条例

掛川市保健センター条例（平成17年掛川市条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に変更する。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後														
<p>(設置) 第2条 (略) 2 保健センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">名 称</th><th style="text-align: center;">位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>掛川市徳育保健センター</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr><tr><td>掛川市大東保健センター</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr><tr><td>掛川市大須賀保健センター</td><td>掛川市西大淵153番地</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	掛川市徳育保健センター	(略)	掛川市大東保健センター	(略)	掛川市大須賀保健センター	掛川市西大淵153番地	<p>(設置) 第2条 (略) 2 保健センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">名 称</th><th style="text-align: center;">位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>掛川市徳育保健センター</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr><tr><td>掛川市大東保健センター</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	掛川市徳育保健センター	(略)	掛川市大東保健センター	(略)
名 称	位 置														
掛川市徳育保健センター	(略)														
掛川市大東保健センター	(略)														
掛川市大須賀保健センター	掛川市西大淵153番地														
名 称	位 置														
掛川市徳育保健センター	(略)														
掛川市大東保健センター	(略)														

附 則

この条例は、公布の日から施行する。